

いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付するいちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及びいちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の対象である事業の内容)

第2条 補助金の目的、交付の対象である事業の内容、その交付率又は限度額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

事業名	補助金等の交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付率又は限度額	交付の相手方
スポーツ体験教室事業	各種スポーツの普及啓発	市町が競技団体と協力して、スポーツ体験教室を開催するもの	交付率 10/10 限度額 300千円	市町、競技団体等
トップアスリート招へい事業	選手の競技力向上及び指導者の資質向上	スポーツ体験教室において、国内トップレベルの指導者等から最先端の指導等を学ぶもの		
障害者スポーツ普及イベント講師派遣事業	障害者スポーツの実施機会の創出	障害者スポーツの競技会や体験会の実施や障害者スポーツへの理解促進を図るイベントを開催するもの		

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書	別記様式第1	1	知事が別に定める日
			2 収支予算書	別記様式第2	1	

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(第5条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業計画の事業主体、目的、概要、事業期間その他主要な内容の変更
- (2) 事業計画の交付申請額の増又は20%以上の減

(変更の承認)

第6条 第4条の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第5)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 実績報告書	別記様式第3	1	知事が別に定める日
			2 収支決算書	別記様式第4	1	

(補助金の請求)

第8条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し	1	交付を受けようとする日の10日前

(書類の整備等)

第9条 規則第23条で規定される帳簿及び証拠書類は、当該交付事業の完了の日の属する会計年の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分制限期間)

第10条 規則第24条第1項ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を準用とする。

附 則

1 この要領は、令和5(2023)年4月1日から施行する。